

# 北海道次世代半導体産業立地推進連携会議 設置要綱

## 第1条 目的

ラピダス株式会社の次世代半導体製造拠点の円滑な整備、稼働の支援に向けて、関係機関が密接に連携しながら効果的・機動的な取組を進めるため、北海道次世代半導体産業立地推進連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

## 第2条 構成

- (1) 連携会議は、別表1の構成機関の長（以下、「構成員」という。）をもって構成する。
- (2) 連携会議は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員等の出席を求めることができる。
- (3) 連携会議の下に支援チーム及び市町村ネットワークを設置する。
- (4) 支援チームは、関係行政機関の関係部等の長（以下、「部長等」という。）をもって構成する。
- (5) 支援チームは、必要に応じ、部長等以外の関係行政機関の職員等の出席を求めることができる。
- (6) 市町村ネットワークは、別表2の構成市町村等をもって構成する。

## 第3条 所掌事項

連携会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) ラピダス株式会社の次世代半導体製造拠点及びその関連施設の円滑な整備、稼働の支援に関すること
- (2) その他ラピダス株式会社の次世代半導体製造拠点に関すること

## 第4条 運営

- (1) 連携会議の事務局は、北海道経済部に置く。
- (2) 連携会議は、必要に応じて、事務局が招集し、会議の進行は事務局等が行う。
- (3) 構成員は、事務局に連絡会議の開催を求めることができる。
- (4) 構成員は、都合により連絡会議に出席できないときは、代理の職員を出席させることができる。
- (5) 支援チームは、必要に応じて、事務局が招集し、会議の進行は事務局が行う。
- (6) 部長等は、事務局に支援チームの開催を求めることができる。
- (7) 部長等は、都合により支援チームに出席できないときは、代理の職員を出席させることができる。
- (8) 市町村ネットワークは、ラピダス等と市町村の円滑な情報共有や意思の疎通を図るため、必要に応じて、事務局が情報提供等を行う。
- (9) 市町村ネットワークは、必要に応じて、事務局が構成市町村等の会議を招集し、会議の進行は事務局が行う。

## 第5条 その他

この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関して必要な事項は、構成員に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、令和5年3月14日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和5年7月25日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和5年9月15日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和5年10月13日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

別表1

**北海道次世代半導体産業立地推進連携会議  
構成機関**

構成機関	関係部等
厚生労働省北海道労働局	職業安定部
経済産業省北海道経済産業局	地域経済部
国土交通省北海道開発局	開発監理部
環境省北海道地方環境事務所	環境対策課
千歳市	産業振興部、企画部、市民環境部、建設部
北海道	経済部、総合政策部、環境生活部、建設部

別表2

**北海道次世代半導体産業立地推進連携会議  
市町村ネットワーク構成市町村等**

構成市町村等			
札幌市	芦別市	長沼町	室蘭市
江別市	赤平市	栗山町	苫小牧市
千歳市	三笠市	月形町	白老町
恵庭市	滝川市	浦臼町	厚真町
北広島市	砂川市	新十津川町	安平町
石狩市	歌志内市	妹背牛町	むかわ町
当別町	深川市	秩父別町	北海道
新篠津村	南幌町	雨竜町	
夕張市	奈井江町	北竜町	
岩見沢市	上砂川町	沼田町	
美瑛市	由仁町	小樽市	